

5 「家畜生産現場との連携」への取り組み

豊橋市食肉衛生検査所 ○合川敏彦 山内由美
本島雅昭 細井美博

はじめに

BSEの国内発生等、食の安全に関する社会不安を背景に、平成15年、食品安全基本法が制定され、食品の安全性確保は、生産から販売に至る一連の食品供給工程において適切に行われることが求められるようになった。当所においても、食肉の安全性確保のため、平成11年度から養豚農家に対すると畜検査結果の還元事業（以下、フィードバック事業）等を行い、家畜生産現場との連携に取り組んできたところであるが、同法の施行を受け、更に、家畜保健衛生所や臨床獣医師との連携も強化する取り組みを行っている。今回、豊橋市が中核市となった平成11年度からの取り組み内容について報告する。

取組事項

1 家畜生産農家との連携

(1) フィードバック事業

平成11年度から実施しているフィードバック事業は、健康な獣畜の搬入のため疾病対策の一助とすることを目的に、養豚農家に対して毎月実施している。平成19年に、本事業の充実を図るためアンケート調査を行ったところ、「フィードバックデータは肺炎対策に活用している」との意見が多く、併せて解析したと畜検査結果では肺疾患による一部廃棄が減少していることから、データが有効的に活用されていることがうかがえた^[1]。また、「肺炎の程度を知りたい」との意見には、昨年10月からカタル性肺炎について、軽度と重度に区分したデータの還元を開始した。その他、「フィードバックされる疾病がよくわからない」といった意見もあったため、臨床獣医師と協同で小冊子『と畜検査データを活用して頂くために』を作成し、全養豚農家へ配布した。小冊子には、データの見方、フィードバックする疾病のカラー写真と原因、症状、予防等の説明を記載した（図1）。

今後も、養豚農家がより活用しやすい情報を提供するため、養豚農家や臨床獣医師の意見を聞き、データの内容の見直し等、必要に応じた対応をしていく予定である。

寄生虫性肝炎

原因

豚飼いの畜舎にひりこります。豚は鼻から入り、消化管で消化し動脈になります。動脈は、肝臓や肺を流れて再び小腸に戻り表面になります。この動脈が、肝臓内を流れたことによる白癩（シラミダシ）が形成されます。豚糞としてオガ粉を使用している場合は、虫卵の感染に好適なため、感染が持続しやすくなります。

症状

肝臓の表面に白癩が見られますが、内部にも白癩は存在します。この白癩は、始め出血を伴い、次第に淡い色に転換し、消滅します。消滅には3ヶ月ほどかかります。濃厚畜舎の最近には畜舎衛生に感染に移行することがあります。

予防

豚飼いの畜舎は清潔な豚舎を基本としています。分娩舎へ移動する前に産床に掃除してください。産床にはイソメタキソリン剤を使用します。オガ粉を豚糞に用いた飼育ではオガ粉消毒への移動する前に殺菌処理してください。この場合は生石灰（カルシウム）を撒き、消毒剤を使用してください。畜舎は脱脂剤を用いて拭き取ってください。また、畜舎内を掃除した場合は、豚舎の扉、水道、消毒を徹底することにより、かなりの感染が期待できます。



図1 小冊子一部

(2) 検査成績書の発行

昨年6月から全部廃棄処分となった獣畜全てについて、検査成績書を発行している。内容は、生体検査、内臓検査、枝肉検査及び精密検査（血液検査、細菌検査、病理組織学的検査）の簡潔な所見、主な病変部位や精密検査所見等のカラー写真、疾病に関する説明、予防のための飼養管理上の注意事項等を記載している。昨年度は、豚 112 件、牛 57 件の検査成績書を発行した。

(3) 家畜生産者の研修会等での講習

平成 13 年度から家畜生産者主催の研修会・勉強会等に、と畜検査員を講師として派遣し、BSE 検査、食品安全基本法、ポジティブリスト制、と畜検査でみられる疾病等について講習するとともに、清潔な獣畜の搬入への理解を求めた。今後も家畜生産者等の要望に、積極的に応えていきたい。

(4) 繁殖障害等の原因究明

平成 14 年度から生産農家からの依頼に応じ、繁殖障害については生殖器の精査を行い、検査結果を提供している。

2 家畜保健衛生所及び臨床獣医師との連携

(1) 情報交換会の開催

平成 15 年度から、家畜保健衛生所、臨床獣医師との情報の共有、連携の場として年 2 回開催している。内容は、それぞれの立場から疾病等の調査研究発表をし、また、畜産及び食肉衛生の地域の問題について協議する等、最新の情報を交換し、共有を図っている。外部参加者は、延べ 212 名（平成 15 年度 10 名、平成 16 年度 19 名、平成 17 年度 51 名、平成 18 年度 43 名、平成 19 年度 45 名、平成 20 年度 44 名）となり、平成 19 年度からは豊田市食肉衛生検査所からの参加も頂いている。

(2) 家畜保健衛生所との実務担当者会議

今年度から、愛知県東部家畜保健衛生所との更なる連携、意志の疎通を図るため、年 2 回の開催を目指している。

(3) 動物用医薬品等残留事例の情報提供

規格違反となった動物用医薬品残留事例について、家畜保健衛生所に情報提供し、調査・指導を依頼し、原因究明及び再発防止に努めている。なお、規格違反件数は図 2 のとおり、減少傾向がみられる。

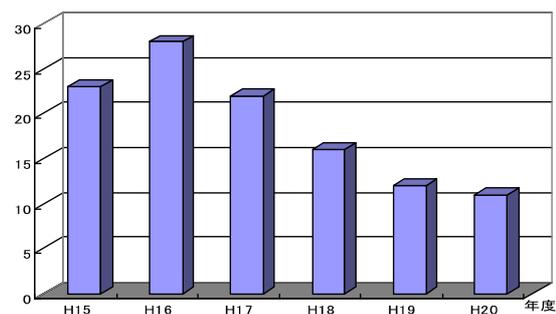


図 2 規格違反件数

(4) 家畜保健衛生所及び臨床獣医師への一部廃棄疾病データの提供

特定農家の一部廃棄疾病データを提供することにより、家畜保健衛生所の家畜衛生対策事業、臨床獣医師の疾病対策事業等に協力している。

(5) と畜検査結果の提供

臨床獣医師等から個別に求めがあった場合、と畜検査結果を情報提供している。内容は「尿石症と診断したが病態の進行の程度を知りたい」、「起立不能の原因を知りたい」等様々である。

3 と畜検査員の研修

効率的で適正なと畜検査を実施するためには、家畜生産サイドの状況を把握することが不可欠と考え、1年目職員には養豚農家での研修（半日間）、2年目職員には養牛農家での研修（半日間）、中級職員には家畜診療所での実務研修（1日間）、上級職員には家畜保健衛生所での業務研修（3日間）を実施している。

(1) 家畜生産農家研修

養豚農家へは平成13年度から、養牛農家へは平成19年度から視察研修を行い、家畜飼養管理の理解に努めている。

(2) 家畜診療所研修

今年度から家畜診療所の臨床獣医師に同行し、家畜診療及び飼養管理指導等の業務研修を行っている。

(3) 家畜保健衛生所研修

今年度から、家畜保健衛生所の家畜防疫員に同行し、家畜生産農家での家畜防疫、家畜衛生指導等の業務研修を行っている。

まとめ

近年、食品安全行政は、フードチェーンアプローチ、すなわち生産段階から流通、消費までのすべての過程をカバーした対応をすべきとされている。それには、生産者、流通業者及び農政部局、食品衛生部局の行政がそれぞれの役割を十分認識し、相互理解と協力のもと、その役割を果たしていくことが重要である。

そこで、当所でも、家畜生産現場との情報の共有化を推進し、連携強化に取り組んできた。特にそれは、一方的な情報提供に終始するのではなく、情報交換会や業務研修等、顔の見える交流を継続することで、お互いの役割に対する理解を深め、信頼関係を築いた上での協力体制の構築に繋がると考えている。とりわけ、BSE発生時のような有事の時には、消費者の食品安全に対する関心や懸念に応えるため、迅速な行政対応が求められるが、このような連携が重要な役割を果たすと考える。

今後も、これらの取り組みを継続し、と畜検査員の資質向上を図るとともに、家畜生産現場と連携した食肉の安全性確保に努めていきたい。

引用文献

[1]吉川雅己ほか：平成19年度全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修